

答 申 第 1 1 号

令和 3 年 2 月 2 4 日

常陸太田市長 大久保太一 様

常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 根 本 洋 治

常陸太田市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 2 年 1 2 月 1 5 日付太税発第 1 3 3 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成 2 1 年度、平成 2 4 年度各々の土地評価事務取扱要領を定めることについて、総務部長決裁があった（された）ことを示す文書」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

## 別紙

### 答 申

#### 1 審査会の結論

実施機関が「平成21年度、平成24年度各々の土地評価事務取扱要領を定めることについて、総務部長決裁があった（された）ことを示す文書」について行った非公開決定は、妥当である。

#### 2 諮問事案の概要

##### (1) 文書の開示請求

令和2年10月22日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、常陸太田市情報公開条例（以下「本条例」という。）第6条の規定に基づき、常陸太田市長（以下「実施機関」という。）に対して、「平成21年度、平成24年度各々の土地評価事務取扱要領を定めることについて、総務部長決裁があった（された）ことを示す文書」の公開を請求（以下「本件請求」という。）をした。

##### (2) 実施機関の決定及び通知

令和2年10月30日、実施機関は、本件請求に対して、文書不存在として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

##### (3) 審査請求

令和2年12月3日、請求人は、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、常陸太田市長に対して審査請求を行った。

#### 3 請求人の主張の要旨

##### (1) 審査請求の趣旨

本条例第6条の規定に基づく公開請求に対し、令和2年10月30日付太税発第107号により実施機関が行った本件処分の取り消し、または文書不存在との判断理由の開示を求める。

## (2) 審査請求の理由

請求人の主張は、審査請求書において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。

ア 平成27年度の土地評価事務取扱要領を定めることについて総務部長決裁があった（された）ことを示す文書「平成27年4月1日付、土地評価事務取扱要領の更新について（伺）」の記載によれば、当該決裁に係る平成27年度取扱要領は、従前の取扱要領に新しい項目を追加して、更新したものであると判断できます。しかし、本件非公開処分及びその後の税務課による調査によっても、平成21年度から平成26年度の間作成、保存されたと推定される従前の取扱要領作成に係る総務部長決裁があったことを示す文書の開示はなされませんでした。よって、本件非公開処分の取消し、または、文書不存在との判断理由の開示を求める。

イ 並びに当該決裁文書の作成、保存、廃棄それぞれに関し定められた準拠規程の調査及び事実解明を求めます。

## 4 実施機関の非公開決定の理由

平成21年度、平成24年度各々の土地評価事務取扱要領を定めることについて、総務部長決裁があった（された）ことを示す文書は不存在のため。

## 5 審査会の判断

### (1) 情報公開の対象

情報公開制度によって情報の公開を受けられるものは、本条例第2条第2項の情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの）である。

### (2) 本件文書の存否

本件文書が存在するか否かについて、請求人は、「平成27年度の土地評価事務取扱要領を定めることについて総務部長決裁があった（された）ことを示す文書、『平成27年4月1日付、土地評価事務取扱要領の更新について（伺）』の記載によれば、当該決裁に係る平成27年度評価要領は、従前の評価要領に新しい

項目を追加して、更新したものであると判断できます。」と主張している。

それに対し、実施機関は、「参考資料の位置づけにある平成24年度要領が存在することから、担当者が「更新」という用語により市要領として完成したという事実を強調したうえで、市要領として定める意図があったものと思慮される。なお、行政文書目録が未整備であることから、当課が保有するすべての文書について確認しましたが、平成21年度から平成26年度の期間において、市要領として定めることとした総務部長決裁の存在を確認することができませんでした。」と主張しており、実施機関が本件文書を保有していないことは、事実と推察される。

前述のように情報公開制度の対象となるのは、本条例第2条第2項に該当するものであるため、実施機関が保有していない文書に係る本件請求に対し、不存在を理由として非公開決定をしたことは、妥当である。

### (3) 付言

本件処分については、妥当であると判断したが、実施機関は、本件文書を公開できない理由として「平成21年度、平成24年度各々の土地評価事務取扱要領を定めることについて、総務部長決裁があった（された）ことを示す文書は不存在のため。」と非公開決定通知書に記載しているが、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書が存在しないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。したがって、原処分における理由付記は、行政手続法第8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、実施機関においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

また、常陸太田市文書取扱規程（平成9年3月31日訓令第15号）において、文書の取扱いについて必要な事項が定められており、法による開示請求権が確保されるためには、文書が適切に取り扱われていることが不可欠であり、実施機関においては、今後、適切な文書の取扱いが望まれる。

### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

《参考》 審査会の経過

年 月 日	経 過
令和2年12月16日	・実施機関から諮問書を受理
令和3年 1月 4日	・審査請求人から意見書を受理
令和3年 2月 2日	・審議